

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 27 日現在

機関番号：14201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730386

研究課題名(和文) 監査人の独立性と利益調整行動との関係についての実証研究

研究課題名(英文) An Empirical Analysis of the Association between Auditor Independence and Earnings Management

研究代表者

笠井 直樹 (Kasai, Naoki)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号：80584143

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は以下のとおりである。まず、(1) 監査報酬の規模が大きい企業ほど、会計的利益調整行動および実体的利益調整行動が行われる傾向にあること、また、こうした関係は、(2) 監査人の継続監査年数を加味した場合に、緩和されることもあるが、利益調整の手法によっては必ずしも緩和されるとはいえないこと、さらに、コーポレート・ガバナンスに関連する要因および内部統制監査制度導入の影響を加味した場合、利益調整の手法に応じて(1)および(2)で明らかになった関係に変化がみられることを発見した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I empirically investigate the relationship between auditor independence and earnings management. I find that (1) higher audit fees lead to higher accrual-based and real earnings management and (2) the association between audit fee and earnings management is contingent upon the audit partner's tenure length; however, this finding is not robust. Additionally, the results of (1) and (2) are influenced by a firm's corporate governance system and the introduction of the audit requirement for internal control systems for financial reporting.

研究分野：会計学

キーワード：財務諸表監査 監査人の独立性 監査報酬 会計的利益調整行動 実体的利益調整行動 監査人の継続監査年数 監査市場 監査の品質

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題に取り組む背景としては、まず、近年の監査規制と監査市場の現状に対する問題意識がある。

昨今国内外において生じた会計・監査スキャンダルに起因してサーベインズ・オックスリー法をはじめとする規制が国際的に行われており、こうした監査規制に関連する重要な論点として監査人の独立性がある。例えば、現在わが国では監査業務と非監査業務の同時提供が禁止されており、また、監査人の定期的交代も義務付けられている。これらの規制の意図するところは、端的にいえば、監査人と監査先企業との癒着の防止である。両者の癒着を招く要因は複数存在するが、監査人の独立性に対して大きな影響を及ぼすものとして監査報酬や監査人の継続監査年数が重要なため規制の対象となっているのである。

こうした規制の強化と相まって、米国を中心として多くの実証研究が国際的に行われているが、わが国を対象とした同様の研究は限られている。したがって、わが国では現行の規制の是非を問う以前に、監査実務において監査報酬や監査人の継続監査年数といった要因が監査人の独立性に対してどのような影響を及ぼしているのか不明である。また、近年大手監査法人による寡占化の進展が国際的に問題となっており、この点についても監査人の独立性との関係で検討が必要である。

本報告者は、こうした現行の監査規制および監査市場の状況が監査人の行動、あるいは、監査人と監査先企業との関係（監査報酬および監査人の継続監査年等の変数で代理）に対してどのような影響を及ぼすのかを主たる分析対象として、これまで研究を行ってきた。具体的には、監査先企業から受け取る監査報酬の規模が大きいほど、そうした監査人によ

る財務諸表監査を受けた企業の会計利益の質が低い傾向にあることを明らかにし、監査人と監査先企業との結びつきが強いほど監査人の独立性が侵害され、結果として財務諸表監査の質が低下するというストーリーを支持する証拠を得た。

しかしながら、関連する現行の規制を確認すると、監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止や継続監査の制限（ローテーション・ルールの導入）といった規制が同時に行われており、監査報酬や継続監査年数等の複数の要因が影響し合った結果、監査人の独立性に影響を及ぼしていると想定する方が現実的な設定であると考えに至った。そこで、監査人と監査先企業との関係を捉える複数の要因を組み込んだ分析モデルを構築し、監査報酬の多寡と財務諸表監査の質との関係が他の要因をコントロールした場合、先行研究とは異なる結果になることを明らかにした。当該研究によって、主に独立性を代理する単一の要因と財務諸表監査の質との関係についてのみ分析を行ってきたこれまでの先行研究の問題点を改善することができた。

このように、これまで本報告者が行ってきた研究では、監査人と監査先企業との関係に焦点をあてつつも、主に監査人側の要因に重点を置いてきた。しかしながら、より精緻な分析を行うためには、監査先企業、すなわち、経営者の行動、さらには、外部監査以外のモニタリング・システムについても考慮する必要がある。そこで、次に、主として経営者による利益調整行動と監査人の果たす役割との関係について注目した。

これまで米国を中心とする先行研究においては、会計方法を変更することで報告利益を調整する会計的利益調整行動を対象にしたものが大半であったが、近年では、実際の取引活動を変更して報告利益を調整する実体的利益調整行動に着目した研究も行われ

つつある。

また、監査人には経営者の（特に機会主義的動機に基づいた）利益調整行動を抑制する機能がある一方で、監査人と監査先企業が癒着していた場合、結果として、利益調整行動を黙認する可能性がある。多くの先行研究はこうした点に着目し、会計的利益調整行動と監査報酬・継続監査年数等の関係を調査してきた。

しかし、経営者が利益調整の手段を選択できる点を考慮した場合、会計的利益調整行動だけでなく実体的利益調整行動も含めた複数の利益調整手法を利用し、最終的に報告利益を調整していると考えの方が妥当である。例えば、監査人が会計的利益調整行動を発見し、これを抑制するように監査先企業に対して指導をした場合、利益調整を行いたい経営者は、より発見が困難な実体的利益調整行動を選択するようになる可能性もある。また、こうした利益調整手段の選択は、企業の置かれている状況や外部監査以外のモニタリング・システムの機能によっても影響を受けると考えられる。また、近年、会計的・実体的利益調整手法以外の利益調整の手法に関する研究も進展しつつあるので、こうした手法についても検討を行う必要がある。

以上のように、経営者は複数の手段を用いて報告利益を調整している可能性があり、当該論点を検討することで、これまでの先行研究では説明できなかったより詳細な監査人の独立性と利益調整行動との関係を明らかにすることができ、会計・監査実務の一端が解明されることが期待される。

また、併せて、昨今頻発した企業不祥事との関連で注目を集めている外部監査以外のモニタリング・システムについても検討する必要があると考えられる。さらに、財務諸表監査および経営者の行動に重要な影響を及ぼす可能性のある近年の制度改正についても、考慮する必要があるだろう。

## 2．研究の目的

研究の背景で説明したように、本研究の目的は、監査人の独立性と経営者による利益調整行動との関係について実証分析を行うことである。特に、監査人の独立性に影響を及ぼす要因として、近年国内外で頻発した会計不祥事との関連から注目を集めている監査報酬および監査人の継続監査年数に焦点をあて、監査市場の状況についても検討を行う。また、経営者が利益調整を行う手法のうち、主に会計的利益調整行動および実体的利益調整行動に着目して分析を行う。さらに、これ以外の利益調整手法についても検討を行う。

また、外部監査以外のモニタリング・システムが経営者による利益調整行動に及ぼす影響を検証した多くの先行研究が存在することから、当該モニタリング・システムが利益調整行動に対して果たす役割を明らかにすると共に、この両者の関係が監査人の役割に及ぼす影響についても検証する。さらに、近年、米国を始めとする諸外国同様に、わが国においても内部統制関連で新たな制度が導入されている。このような新たな制度の導入が、ひいては経営者による利益調整行動や監査人の行動に影響を及ぼすと想定し、当該制度の影響を検証する。

## 3．研究の方法

まず、監査人関連のデータが一部不足していたことから監査報酬および継続監査年数等のデータを有価証券報告書から収集した。また、利益調整行動を代理する指標を構築するため、会計的利益調整行動と実体的利益調整行動を代理する指標を先行研究に基づき計算した。そして、会計的・実体的利益調整手法以外の利益調整手法を代理する指標に関しては、まだ先行研究による蓄積が十分に進んでいるとはいえないので、推定に用いる

変数の定義等について再度検討を行った。

監査報酬を用いた指標に関しては、先行研究に基づき、標準的な監査業務を行った場合に生じると想定される正常な報酬部分とそれ以外の異常な部分とを区分し、異常な部分のみを抽出した指標を用いて分析を行った。また、監査市場における各監査法人の市場占有率や市場集中度を計算し、現在の監査市場の動向を確認すると共に、監査報酬に関する規制緩和の影響について分析を行った。さらに、外部監査以外のモニタリング・システムの機能を代理する変数を設定するために、株式保有比率や監査役会・取締役会の特徴等といったコーポレート・ガバナンス関連のデータを有価証券報告書から収集した。

このように収集および計算したデータを用いて、まず、主に会計的利益調整行動および実体的利益調整行動それぞれについて、監査人の独立性に関連する要因である監査報酬・継続監査年数等といった個々の要因とどのような関係にあるのかについて検証を行った。次に、独立性に関連する複数の要因を組み込んだモデルを設定し、会計的利益調整行動および実体的利益調整行動との関係を分析した。また併せて、コーポレート・ガバナンス関連の変数をコントロール変数に追加し、さらに、内部統制関連の制度導入前後でサンプルを区切る等の追加分析を実施した。

すでに説明したデータの収集および実証分析の実施以外にも、関連する先行研究のレビュー、研究成果の報告および査読付学術雑誌等への投稿準備を行った。また、最新の研究動向を把握し、他の研究者との意見交換を行うために国内外で行われる学会および研究会に参加した。こうした活動を通じて、情報収集を行うと共に論文改訂のためのアドバイスを得ることができた。

#### 4．研究成果

監査報酬を用いた分析では、会計的・実体的利益調整行動共に監査先企業から受け取る監査報酬の規模が大きいほど、経営者による利益調整行動が行われる傾向にあることが観察されたが、継続監査年数を加味した場合、当該関係が必ずしも成り立つわけではないことが明らかとなった。そして、こうした関係は、特に大規模な会計的利益調整行動が行われていると推定される企業において観察されることが明らかとなった。しかしながら、監査報酬と利益調整行動との因果関係については、いくつかの先行研究において問題点が指摘されている。そこで、追加分析を行いその成果の一部について国際学会で報告を行った。

分析モデルにコーポレート・ガバナンス関連の要因や内部統制監査制度の導入の影響を加味することで、こうした要因が監査報酬と利益調整行動との関係に影響を及ぼすことが明らかとなった。さらに、監査報酬に関する規制緩和の影響についても分析を行い、監査報酬と利益調整行動との関係を分析するためには、関連する規制の影響を考慮することの重要性を確認できた。また、会計的・実体的利益調整手法以外の手法に関しては、指標を推定するためのモデルを丹念に検討することで、今後当該モデルに基づいた指標を利用する際の重要な示唆を得た。

このように、監査人の独立性を代理する複数の要因および監査先企業の行動を代理する複数の指標を用いて分析を行うことで、これまでの先行研究では明らかにできなかった会計・監査実務の一端が解明できる可能性が示唆された。

以上で説明した研究成果の一部については、国際学会で報告を行い、論文として公表している。また、現在論文の改訂を進め学術雑誌への投稿準備を行っている。

#### 5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

Naoki Kasai and Tomomi Takada, "How Do Regulation and Deregulation of Audit Fees Influence Audit Quality? Empirical Evidence from Japan" Working Paper Series, Shiga University 179. 1-41 (2012). 査読なし.  
(<http://mokuoku.biwako.shiga-u.ac.jp/WP/No179.pdf>).

Naoki Kasai, "Ownership Structure, Audit Fees, and Audit Quality in Japan" Working Paper Series, Shiga University 216. 1-52 (2014). 査読なし.  
([www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/WP/No216.pdf](http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/WP/No216.pdf)).

〔学会発表〕(計6件)

Naoki Kasai, "Auditor Independence, Ownership Structure and Audit Quality: Evidence from Japan," 名古屋大学大学院経済学研究科セミナー, 名古屋大学, 2012年6月11日。(招待講演・査読なし)

Naoki Kasai, "Audit Partner Tenure, Audit Fees, and Audit Quality: Evidence from Japan," Proceedings of the International Conference on Business, Economics and Information Technology at Cairns, Queensland, Australia, March 18, 2013. (査読あり)

Naoki Kasai, "Ownership Structure, Audit Fees, and Accrual Quality in Japan," Proceedings of the 36th Annual Congress of the European Accounting Association at Paris, France, May 7, 2013. (査読あり)

Naoki Kasai, "Ownership Structure, Audit Fees, and Audit Quality in Japan," the 19th Annual International Symposium on Audit Research at Sydney, New South Wales, Australia, June 28, 2013. (査読あり)

Naoki Kasai, "Ownership Structure, Audit Fees, and Audit Quality in Japan," Proceedings of the 2013 American Accounting Association Annual Meeting at Anaheim, California U.S.A., August 5, 2013. (査読あり)

Naoki Kasai, "The Effect of Real Earnings Management on Audit Fees: Evidence from Japan," Proceedings of

the International Conference on Business, Economics and Information Technology at Guam U.S.A., March 24, 2015. (査読あり)

〔その他〕

You can access my papers on the Social Science Research Network (SSRN) at <http://ssrn.com/abstract=2179908>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

笠井 直樹 (KASAI NAOKI)

滋賀大学・経済学部・准教授

研究者番号: 80584143